

# 支部ニュース

2015年1月 No.494

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202  
Tel.03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 戦後70年の岐路にたつ2015年。9条を守る行動を。・・・・・・・・・・・・・・・・宮川泰彦
- 憲法擁護の取り組み
  - ※すべてのつながりを活かして憲法を訴えましょう  
～この間の私の学習会の経験・・・・・・・・・・・・・・・・長尾詩子
  - ※憲法を話して、学んで・・・・・・・・・・・・・・・・野口景子
  - ※「日本国憲法こそ若者の希望」・・・・・・・・・・・・・・・・白神優理子
- 自動車事故事件で無罪判決を勝ち取りました！・・・・・・・・・・・・・・・・三浦佑哉
- 教科書問題対策PTが発足します！・・・・・・・・・・・・・・・・伊藤真樹子
- 若手弁護士へのメッセージと返書
  - ※「たたかってこそ明日はある」・・・・・・・・・・・・・・・・菊池 紘
  - ※鈴木亜英先生へ・・・・・・・・・・・・・・・・鈴木麗加
- 支部総会に御出席下さい！
- 2015年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付
- 幹事会議事録



# 戦後70年の岐路にたつ2015年 ～9条を守る行動を！～

支部長 宮川 泰彦

## 1 安倍政権が突っ走る現実的危険

「戦後レジームからの脱却」「日本を取り戻す」を掲げる安倍首相が率いる政権与党は、先の衆議院総選挙で3分の2を越える議席を得た。安倍氏の「戦後レジームからの脱却」とは戦後の日本国憲法体制・秩序の否定、「日本を取り戻す」とは国家的目標に向かって個々の国民が力を注ぎ合う国「美しい国」日本の再来を願望していることは容易に見て取れる。

その安倍氏は昨年12月24日の記者会見で「戦後以来の大改革を進めていく。当然賛否は大きく分かかれ激しい抵抗もある。しかし、今回の総選挙で、引き続きこの道を真っ直ぐ進んで行けと力強く肩を押して頂いた」と強い決意を示した。

憲法9条の立法改憲をはじめとする憲法「改正」、武器・原発輸出自由化（死の商人の先頭に立つ売り込み外遊）、歴史修正、企業より自由な活動と成長の観点からの労働者の使い捨て自由化、女性の活用などを行おうとしている。

## 2 9条変質・立法改憲に向けた政治スケジュール

集团的自衛権行使容認の「閣議決定」を具体化する安全保障法制、関連法制「改正」を一括して4月の一斉地方選後の通常国会に提出し、長期の会期延長まで見込んだ上で成立させるとのこと。併せて地理的限定を取り払いより密接・強力な共同行動を可能とする日米ガイドラインへの変更も行う。

改憲「運動」に関しては、昨年10月1日に日本会議が中心となり、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が結成され、1000万人賛同署名、改憲の早期実現を求める地方議会決議運動などが方針化された。そして、2016年参議院選に国民投票を行い、憲法改正を目指す（設立総会における首相補佐官衛藤昂氏挨拶）としている。

## 3 国民はどう見ているか

先の12月15、16日に共同通信社が行った世論調査によると、内閣支持率は支持46.9%・不支持45.3%と拮抗している。憲法改正は賛成35.6%・反対50.6%と反対多数は明らか。安倍政権の安全保障政策に対しては支持33.6%・不支持55.1%と不支持はハッキリしている。

安倍政権の姿勢と国民の意思とは乖離している。しかし、安倍政権は先の選挙で信を得たと強行姿勢で臨む。

## 4 国民の表向きの無関心が安倍暴走を許す現実的危険

9条の変質を許さず、安倍政権が進める安全保障政策にストップをかけるには、国民の声・意見が外から見え・聞こえることが不可欠だと思う。安倍政権の施策に反対だが国民の中から怒りが渦巻かない「内心関心はあるが、表向き無関心」では安倍政権の暴走は止められない。

## 5 支部団員に求められること

一人でも多くの人に9条の変質を許さないとの姿勢を明らかにするよう働きかけることだろう。

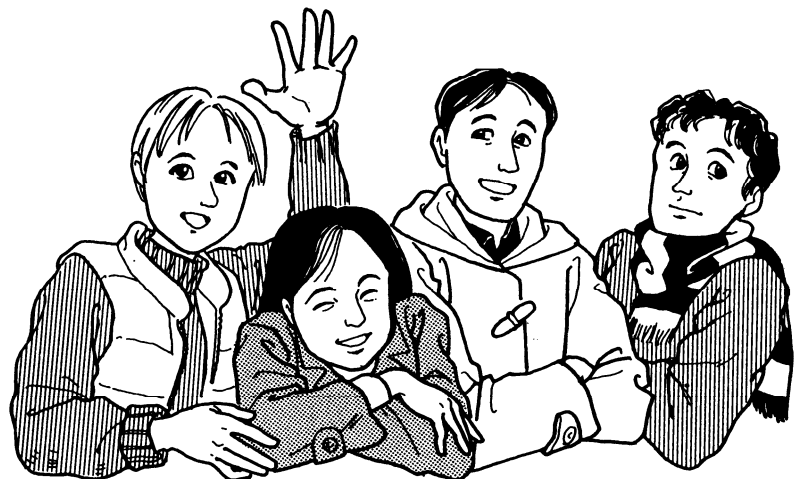
法律事務所と関係する団体・人々との結びつきを強め、地域で、あるいは思いを共同する団体や人々との共同行動を起こすこと。大小に関係なく憲法や平和に関する学習会を働きかけること。学習会に参加した人が人に話したくなるような分かりやすい（当たり前の大切さを確認するなど）一緒に行動する観点からの学習会を追求する等々。

地方議会での改憲決議の動きを阻止し平和憲法を守る決議を採択させる、教科書採択の年にあわせた歴史修正教科書不採択に向けた共同等々も目の前に迫ってきている。

我々は、事態を心配して見つめるだけではなく、行動しよう。人前に出よう。

団員は老年・壮年・青年それぞれの持ち味を生かし、この1年行動しよう。

事務所の事務局の力も借りようではないか。



# 憲法擁護の取り組み

## すべてのつながりを活かして憲法を訴えましょう～ この間の私の学習会の経験

東京南部法律事務所 長尾 詩子

### 1 はじめに・・・

「あすわか」のみなさんのご活躍のおかげで、実は「あすわか」には入っていない私にも、ご指名を受けての憲法の学習会が増えてきました。

2014年7月以降は、今までつながりのなかった方からの学習会も増えています。その中でも、「今までにない」という意味で興味深かった2件についてご報告します。

### 2 憲法カフェ

11月上旬に、地元大田区ではない区での憲法カフェに、講師というより、話題提供者として参加させていただきました。

きっかけは、事務所の子育て中の事務員さん。VERYの太田啓子さんの記事を読んだ数名のママ友と「憲法カフェをしたいね」と盛り上がったとのことでした。

口コミやFBなどの友達つながりで参加者を募って、主に30代から40代の女性約20名（男性2名）の参加でした。

テーブルの上には、地元有名店のチーズケーキやアップルパイ、紅茶、コーヒーはもちろん、ワインまで並べて、開始から飲み食いしながら。

民主団体はもとより組織、団体が全く関わっていない会だったため、準備、構成には非常に気を使いました。

事前に「あすわか」の立憲主義のリーフを元にした紙芝居を参考にみてもらったところ、「偏っている気がする・・・」と言われ、何を話したらいいのかと焦りました。

些末なことでは、着ていく服について悩みましたし（スーツはやめました）、レジュメには初めてのことでしたがイラストまで入れました。

結局、2部構成にして、1部は最初10分間私が立憲主義の話をした後に質疑応答なども交えながら30分間参加者トーク、2部は最初10分間私が集団的自衛権の話をした後にまた質疑応答なども交えながら30分間参加者トークとしました。私の話の冒頭はいずれも憲法クイズを入れました。

私は話題提供して話の軌道修正をするということに終始し、参加者一人一人が率直な意見を出してみんなで議論していくということを重視しました。

私が下手にまとめるより、実際の参加者の感想を見ていただいたほうが雰囲気はわかると思いますので、一部紹介します。

「自分と同じようなことに不安や憤りを感じておられる方々がいるのだと分かり、心強かったです。自分は感情的になりすぎているのではないかと心配していたからです。」

「個人的自衛権と集団的自衛権のまやかしのよう説明について、はっきりと政府がだまされていた

けだとわかったのでまずそれはよかったです。」

「お話を伺いながら、やはり解釈改憲はあってはならないと、自分の心を確認することができました。多くのみなさんが今の状況に疑問を持っていられることがとても印象的で、けれど今の政権はこのような声を聴くような姿勢は持ち合わせていないのだとも思いましたが、でも諦めてはいけないのだと、声を出し政権の抑止力にしていかなければならないと、今強く感じています。」

「いろんな考え方、立場の人が集まり、偏りのない意見が出たのが良かった。」こんな形でこれまで無党派層だった人たちにも、非常にまっとうな危機感が生まれてきているのだと知ったことには、私自身、元気をもらいました。また、マスコミ関係の方が数名参加されていて、参加して元気をもらったとおしゃっていたのが非常に印象的でした。

### 3 怒れる女子会@大田区

12月中旬に、ひよんなことから地元大田で怒れる女子会を開催する主催者の一員となり、当日もゲストスピーカーとして参加しました。

総選挙を前に、政治についてもっと話をしなければならないという危機感をもって池上会館をとったものの「これからどうしましょう？」と途方に暮れていたママ数名とお会いすることとなり、主催者となりました。

実質10日の口コミ、FBの告知で、参加者45名でした（子どもも入れると50人ぐらいです）。小学校6年生や4年生が進んで参加していたことも驚きでした。

テーブルにはチェック柄や花柄のテーブルクロスをかけ、地元オーガニックカフェのオーナー（この方もFBで同会を知り、協力を申し出てくださいました）がチョコやクッキーなどを提供してくださって、「女子会」らしくやりました。

主催者だったので、早めに会場入りしましたが、子どもの手を引いたママや妊婦さんが次々と会場に入ってくる様子には感動しました。

冒頭、5名の方に政治について思っている不安・不満を2分程度づつ話していただきました。出た話としては、子どもを遊ばせる安全な公園がない、食品の放射能汚染が心配、非正規雇用のため将来が不安、集団的自衛権ってなにか不安などです。

その後、ゲストスピーチということで、私が憲法、集団的自衛権について、皆川満寿美さん（東京大学社会科学研究所特任研究員）が女性の政治参加について、奈須りえさん（元区議）が女性が実際に政治に参加することについて話をしました。これも一方的には話さないというリクエストのもと、横から質問がとんできて、それに答えながら8分間話すという、私には初めての話し方でした。

休憩後、4つのグループに分かれて、テーマを決めず各グループで40分程度話す時間をとりました。

なお、当日の様子は、12月14日の毎日新聞朝刊でも報道していただきましたのでそちらをご覧ください。

そして、やはり参加者の感想の一部を紹介します。

「ちびっこがいるところで政治を語るのは良いですね。」

「まわりには新聞も読んでいっしょらないママたちが多く、苦虫を潰しておりました。声に出すことを続けてゆけたらと思います。」

「『怒れる』怒りもなかったが、諦めだったことに気づきました。諦めない人たちがいることがわかり、自分もなにかしていけないと感じました。」

無党派層の人たちの切実な危機感を強く感じました。

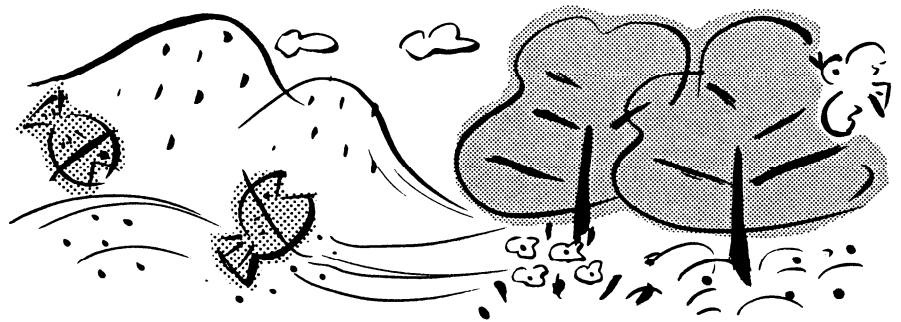
#### 4 最後に

12月14日の総選挙の結果にも一部現れたように、多数の国民は安倍政権のあり方に少なくとも漠然とした不安を持っていることは確かです。

そんな中で、私たちが、今までのつながりから出ることなく、事務所の中で待っていていいはずはありません。

沖縄知事選の勝利は、沖縄の切実な基地問題解決の要求と、私たち東京都民にはちょっと想像ができない徹底した革新統一の姿勢にあったと思っています。あのような革新統一は一朝一夕にできるものではありませんが、少なくとも私たちは弁護士というフリーな立場で、しかも、憲法について語れる「資格」があります。

プライベートも、地域のコミュニティも、すべてのつながりを活かして、今年もがんばりましょう。



# 憲法を話して、学んで

城北法律事務所 野口 景子

## ◆憲法の講師といっても

最近、憲法の講師依頼といっても一括りにできないなと実感している。お招きいただく会によって、準備すべきことが全く違うからだ。

以前から憲法問題に高い関心を持っていた人が多い各地の9条の会などでは、耳が肥えた人が多いから、講演当日の最新のニュースにまで目を通して行く。他方、学生、特に法学部生が集まる場では、話す内容と学部で学ぶ判例を可能な限りリンクさせて話すと熱心に聞いてもらえることが多いので、ホコリをかぶりかけている基本書や判例集に目を通す。

## ◆ドキドキな憲法カフェ

そんな中、質疑応答が終わり、閉会するまでドキドキするのは憲法カフェだ。

主催者によって雰囲気は異なるが、典型的には、憲法に関心を持ち始めたばかりという人が多数参加する、カフェ等の飲食店で開催されるものだ。

立憲主義や憲法の最高法規性について、平たく話すだけならまだしも、なぜ参加者が憲法に関心を持つようになったのか、参加者にとって身近な憲法問題は何かということを探りながら、「憲法は私を守ってくれる身近なもの」と感じてもらうために話題を選ばなければ、客席に舟漕ぎが続出してしまふ。3.11以降、原発問題や食の安全に関心を寄せる人が多いが、ブラック企業問題に始まる労働者の権利、貧困問題や両性の平等・婚姻の自由などに反応する人もいる

また、質疑応答も一筋縄ではいかない。日頃は深く考えていない原則論に関わる質問や、参加者を取り巻く日常に関する質問が飛び出すから、答えを考えつくまで数分の時間を要することもある。とにかく、閉会まで気を抜けないのだ。

そして、一番気を付けているのは、「これから」の話だ。

「あなたには権利があります」「自民党の改憲草案は怖いんです」と話したところで、「じゃあ、私は何をしたらいい?」という疑問に答える必要がある。ここで、「選挙に行きましょう」「デモに参加しましょう」というだけでは、行動に移す前に憲法カフェの余韻も冷めてしまうというものだ。

母子で憲法カフェに参加したものの、元気いっぱい走り回る子どもを追いかけるママ世代を見ていると、選挙はともかく、参加したこともないデモに「さあ、参加しましょう」とは言いづらい。ツイッターでつぶやいたり、フェイスブックで「いいね」を押ししたり、テレビ局や新聞社に意見を送ったりと、片手でできる意見表明もいいじゃなかと最近しみじみ思う。

## ◆話し手も学ぶ

憲法の講師は事前に書籍や新聞を読み込むし、当日は聞き手の反応を見ながら話の出来を肌で感じ、どのような話が聞き手に響くのか反省し、次回に活かす。憲法学習会や憲法カフェで一番学んでいるのは話し手なのかもしれない。

聞き手の反応を観察し、それに応じて話を工夫するというのは、街宣でも求められるスキルだ。憲法改悪が狙われる今、話す力を身につけるためにも、積極的に講師活動に取り組みたい今日この頃。

## 「日本国憲法こそ若者の希望」

八王子合同法律事務所 白神 優理子

昨年10月末、教育子育て9条の会が主催した「子どもと教育、平和を考えるつどい」で発言をしました。教育学者の堀尾輝久氏のお話の後に、若者の立場から発言をするということでしたので「日本国憲法こそ若者の希望」と題して私自身の実感を込めて発言しました。参加者は200名ほどでした。

また、12月頭には東京母親大会の記念講演で講師をしました。参加者は1000名ほどでした。こちらも若者の立場で講師をという要請でしたので前半に集団的自衛権について説明をした上で、後半は若者の立場から憲法を語りました。以下に内容を記します。

私は日本国憲法に出会って人生が変わりました。今でこそ活発に平和活動をしています、中学時代は絶望していました。「どうせ世の中は変わらない。人間は醜い。それなら何故、私は生きているのか。」と苦しんでいました。このような自分を変えたのは3つの出会いです。

1つ目は、高校時代に高校生平和ゼミナールに参加し、戦争体験者の方と出会い「戦争の実態」を知ったことです。毎日ベルトコンベアのように並ぶ日本軍にレイプされ続け、抵抗すると銃剣を刺されたという元「従軍慰安婦」の方のお話などを直接聞くことで、命や人生そのものが破壊された戦争を「自分のこととして」考えるようになりました。戦争体験者の方は必ず最後に「あなたたち高校生・若者が次の社会をつくる主人公。私たちの希望。」と語ってくれました。

このことから「絶望している場合ではない」、「残りの人生をかけて、思い出したくない過去を語ってくれる方の想いに答え未来に繋げたい」という強い感情が生まれました。

2つ目が、日本国憲法との出会いです。第二次大戦の本質が、資源獲得を目的とする侵略戦争であり、天皇を絶対とする支配・弾圧・「天皇のために死ぬことが名誉」という洗脳のシステムにあったことを学びました。その上で日本国憲法は、過ちを繰り返さないという決意から、国家権力の手足を縛るシステム『立憲主義』を採用したのだということを知り衝撃を受けました。「人間の歴史は前に進む」ということを初めて知ったからです。

さらに3つ目の出会いは、この日本国憲法を実現するために生涯をかけて闘う大人との出会いでした。

この3つの出会いから、人間や歴史を信頼し、自分に自信を持つことができるようになり、弁護士という夢を見つけました。現在「ネトウヨ」などナショナリズムに憧れる若者が増加していると言われていますが、誰かを攻撃しなければ自分に自信を持ってないという今の若者の悲惨な状況の現われだと思っています。戦争の実態を知り、それだけではなく歴史の発展を象徴する日本国憲法と闘いの成果を学びあうことで「希望」「自信」を持つことが打開の鍵だと思っています。

私の主張の核心部分は、「以上のことから、安倍政権の憲法・教育破壊の企みは、もちろん再び子どもたちを戦場に送ろうとする問題であると共に、強調したいのは「子どもから希望を奪う」こと。「子どもたちに対する人権侵害」だ。」というものです。

教育子育て9条の会で司会をしてくださった小森陽一氏が、「いま起こっていることは、あらゆる分野で尊厳を取り戻そうという闘い。教育分野でもまさに子どもたちの尊厳を取り戻そうという闘いが起こっている。そのことを今日の彼女の発言は示してくれた。」とまとめの発言をしてくださいました。

最後に、どのように「展望」を語ったかということです。私が学習活動の度に心がけていることの一つは、参加してくれた方が「明日からまた頑張って活動しよう」と元気になる話をするということです。

「展望」を語るために必要なことの始めは「原因」を語ることだと思います。憲法・教育破壊の「原



因」は、戦争によって儲ける経済団体の野望や、世界経済を支配するために日本の軍隊を利用しようとするアメリカの戦略であると考えています。しかし、世界の流れや日本国内の世論・運動は平和を求める勢力が多数派だということを、数字データを示して伝えました。

そして「新しい運動」を提案しました。安倍政権が行っていることは若者から希望を奪うことです。だから私たちは「アンチテーゼ」として「希望を語る運動」を展開することが求められているのではないのでしょうか。

ただ危険だ、とても恐ろしい、というメッセージだけでは希望の持てない若者は嫌気がさしてしまうと思うのです。集会に参加されている方々を私は尊敬しています。不当なことに對して立ち上がる大人の姿は若者の希望であると、私は実感しています。その姿をもっと若者に見せて欲しいし、若者に希望を語って欲しいと思っています。

私自身、日々の取組みの中で「希望」を語ることを一番重要なこととして挑戦し続けたいと思っています。

このような取り組みこそが安倍政権への痛打になると信じています。



# 自動車事故事件で無罪判決を勝ち取りました！

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

東京地方裁判所は、2014年11月6日、自動車運転過失傷害罪の疑いで起訴されたAさん（自交総連グリーンキャブ労組）に無罪判決を言い渡し、同月21日に判決が確定しました。この事件につき、私と戸舘圭之団員が弁護人として活動しましたので、簡単にご報告します。

Aさんは、2011年9月15日夜、タクシー運転業務中に、対面信号機が青色であることを確認して、都内のとある交差点に進入しましたが、交差道路右側から交差点に進入してきた原付自転車と衝突し、原付自転車の運転者（以下、「被害者」）は全治7日間の怪我を負いました。

警察官と検察官の取り調べに対して、Aさんは、自分の対面信号機が青色であり、信号を無視又は看過したのは、被害者であると一貫して主張していました。しかし、タクシー内のドライブレコーダーは導入直前だったため設置されておらず、また、同乗客も、事故時に携帯電話を触っていて、信号機の色を全く見ていないとのことで、Aさんの主張を裏付ける証拠はありませんでした。

他方で、偶然その場に居合わせ、Aさんの対面信号機が赤色だったと供述する者（以下、「目撃者」）が存在したため、これを決め手として、2013年12月20日、検察官は、Aさんを自動車運転過失傷害罪で起訴しました。

今回の裁判における争点は、本件交差点進入時、Aさんの対面信号機が赤色であったか否かであり、弁護活動も、それを裏付ける被害者証言、目撃者証言の弾効に尽きるものでした。我々は、目撃者が、「交差点進入時ないし事故時」ではなく「事故直後」に信号を確認したにすぎないこと、目撃者はAさんの対面信号機が青色から赤色に変わってから、信号機を確認した可能性があることを証人尋問と弁論とで徹底的に明らかにしました。

その結果、裁判所は、我々の主張をほぼ全面的に受け入れ、Aさんに赤信号看過の過失が認められるかについては合理的疑いを挟む余地があるとして、無罪判決を言い渡しました。

判決当日、無罪判決に期待を寄せながらも、過去の経験と日本の刑事裁判の実情から、正直、裏切られることも覚悟はしていました。だからこそ、裁判官が無罪を言い渡した瞬間の喜びと安堵は、この上なく大きなものでした（裁判官が、「主文、被告人『は』」と発したときに、「えっ、今『は』って言った？聞き間違いではない？」と思ったことをよく覚えています）。

Aさんは、捜査段階で、警察官から、「信号を無視したのはお前の方だろう。」「今認めたら略式で罰金で済むぞ。」と脅しのようなことを言われましたが、決して屈しませんでした。「やっていないことはやっていない」と訴え、泣き寝入りしないことが重要であること、刑事弁護には大きなやりがいがあることを改めて実感する事件でした。

以上

# 教科書問題対策 PT が発足します！

東京東部法律事務所 伊藤 真樹子

来年2015年夏の次回中学校教科書採択に向けて、「つくる会」系歴史教科書・公民教科書採択を阻止するため、自由法曹団において、教科書問題対策 PT が発足します。

前回2011年度の採択では、東京都内において、大田区及び武蔵村山市教育委員会で、育鵬社版歴史教科書及び公民教科書が採択されました。育鵬社版歴史教科書及び公民教科書は、アジア諸国を蔑視し、天皇を中心とする日本の伝統を情緒的に強調し、日本国憲法を押し付けられた憲法であって「改正」すべきものと教え、自衛隊を海外に派遣する必要性を強調する内容を基軸としており、一言で言えば、「戦争をする国」を担う国民を育成しようとする教科書と言えます。

このように、歴史や憲法に対する見方が一面的で多くの誤りを含む教科書を、この国の未来を担う子ども達に渡すわけにはいきません。

自由法曹団本部では、来年度の採択では「つくる会」系教科書を絶対に採択させないため、集中的に活動すべく、期間限定の PT を発足させることになりました。

発足は、2015年2月12日（木）11時から13時まで、団本部にて、教科書問題の学習会と合わせて行う予定です。当日は、教科書ネットの方を講師にお招きし、教育委員会改革の影響も踏まえた教科書関係の情勢についてお話しいただきます。

前記の通り、前回の採択では東京都内においても「つくる会」系の教科書が採択されている経緯から、来年度の「つくる会」系教科書の採択阻止に向けて、自由法曹団東京支部としても、教科書問題対策 PT に参加し、全力を挙げて共闘していきたいと思えます。



# 若手弁護士へのメッセージと返書

## 「たたかってこそ明日はある」

城北法律事務所 菊池 紘

求められたのは「若手弁護士に向けてのメッセージ」だ。先輩から若手弁護士へ向けてといわれると、上から目線になりそうで、難しい。若手のみなさんに限らず、東京支部の皆さん、そして各地の団事務所の事務局の皆さん相手に、今考えていることを勝手に書かせていただこう。

### 1 「たたかってこそ明日はある」

東京の代表的大企業石川島播磨重工業には、たたかう労働運動があった。1970年頃全造船石川島労組の執行委員をしていた稲田さんから相談を受け、組合活動を理由とする賃金差別の是正を求めて、東京都労働委員会へ提訴した。池袋から江東区枝川の事務所に毎週通った。数百名の活動家たちは、その後、三人に一人を2ヶ月で退職に追い込んだ「7000人首切り合理化」と正面からたたかった。解雇、配転、差別、村八分の熾烈な攻撃をはねかえし、職場内外の労働者に「たたかってこそ明日はある」と呼びかけ、ねばり強く抵抗した。賃金差別の提訴から30年あまりのたたかひの結果、会社は解雇を撤回し、職分・賃金差別を是正し、「賃金・資格、仕事、行事参加などで差別的な人事管理が行われたと受け止められてもやむをえない状況があったことを認め」「反省の意を表明し」「労務政策としてとしての再発防止策を徹底することを確約し」解決金12億円を支払った。会社はすべての職場でこの内容を報告し、全従業員に配布したコンプライアンスガイドで「ビラの配布などの活動の妨害をしない」「思想信条、労働組合の活動を理由として不当に低い人事考課...業績評価をおこなうことをしない」等々を詳細に約束した。70年代以降大企業の差別・権利侵害とたたかう職場の自由の運動が高揚したが、その一つの到達点を示す勝利決着だった。

「自由法曹団物語・世紀をこえて」で石川島播磨重工の争議について書いたが、その表題を「たたかってこそ明日はある」にした。他との関係もあるから変えてほしいとの話もあったが、頑固にこの表題に固執した。西武バス解雇争議の大野さんが、「ほんとうにその通りと思うよびかけだ」といったが、私もそう思う。ほかの争議団のおおくの人々からも「気持ちにぴったり」などと、同じことを言われた。「たたかってこそ明日はある」・・・これは石播争議の経験を越えた私の確信だ。

### 2 「求められたら応える」

かつて宇賀神直さん（元自由法曹団団長・大阪）に、大きな裁判でも団体の仕事でも、「求められたら応えることだ」と言われた。求められたら、可能な限り応えるようにしてきた。（もちろん、いつでも応えられるわけではない。その時は応えられない所以を丁寧に説明する。）要請に応え努力するなかで、それが厳しいものであればあるほど、自らの識見もひろがり、その力を次の仕事に返すことができる。

「この問題は、この領域は私が責任を持つ」、そういう場を持つことは、ある意味でたのしい。責任の重さに神経をすり減らし消耗するが、困難の中で自ら考え工夫し、その工夫が的を射て大きな前進をした時の喜びは、何ものにも代えがたい。私にとっては、ある時期の石川島播磨重工の争議、金属をはじ

めとした板橋区労連の労働運動、国鉄闘争（国労池袋と全動労）、深夜勤、不足金、組合事務室不貸与など郵政産業労働組合（今の郵政ユニオン）の一連のたたかい、そしてここへきて、この間の練馬の諸運動がそれにあたろうか。こうしたつながりの中で、どれだけ創造的で豊かな経験をさせてもらったことか。

### 3 「いまを生きる」

ここまで目を通された方に「昔話を読まされた」といわれるのをおそれる。回顧談のための回顧談は嫌いだ。これまでの経験をふまえ、今どう考え、なにをするのか。秘密保護法が強行され集团的自衛権の閣議決定がされ、歴史の修正が横行するこのとき。原発再稼働が企てられているこのとき。しかし他方で、金曜日の官邸前行動がねばり強く続き、女性の行動、地方の怒りなど、弁護士になった46年前にはなかった新しい動きが顕著なこのとき、若い人々の行動にも教えられながら、迷いながら、前を向いて歩みたい。



## 鈴木亜英先生へ

国立あさひ法律事務所 鈴木 麗加

もう15年前になりますが、三多摩法律事務所の面接のときに、ちょうどボルネオの昆虫採集旅行から帰って間もない鈴木先生にお会いしました。真っ黒に日焼けし、日焼けのあと手足の皮がむけて皮膚の色がまだらになっていました。弁護士にはちょっと見えませんでした。ところがまた「弁護士らしくなくて威張っていなくていいなあ」と感じ入りました。なんでもと言われても困りますが、とにかく「ザ鈴木先生」という感じだったので。

三多摩法律事務所の20周年誌には最後の方に、「所員雑感」という頁があって、冒頭に鈴木先生の「依頼者との距離」という文章があります。弁護士として、依頼者の要求が過大に見える場合、依頼者の考えが理解できず、やけに距離を感じることがある場合、「ひとたび冷静になると、このあたりが潮時と無闇に解決を急いでいる自分、あるいはどこからか拝借してきた常識の枠で依頼者の要求を計っている自分を発見することがある」「裁判官や相手方弁護士との関係で物わりの良い弁護士たらんとしてしきりに依頼者を説得している自分をみてはっとすることすらあった」「依頼者との距離は案外弁護士の側がつくっているのである」「虚心坦懐はいま私の初心である」。

短い文章ですが、何度読んでもこの文章はいいなあと思います。弁護士稼業もいろいろ大変ですが、難しい場面でもこの文章が頭の片隅に染みついでいて、大いに助けられたものです。

団の幹事長時代の鈴木先生について、団通信で神奈川の賀坂先生が「世の中に愛すべき人というのはたくさんいるのだろうが、鈴木さん程そう呼ぶのが相応しい人はいないのではないかと思う」と書かれたことがあります。私も本当にそう思います。そりゃあすぐに連絡は取れないし、会議中も寝ているし・・・困ったなあと思うことも多々ありますが、いざとなると的確な助言をくれるし頼りになるし、何よりもおもしろくて一緒に事件をやっていて楽しいのです。

鈴木先生が、国際人権活動に取り組まれてもう20年が経つとのこと。盗聴事件が契機となり、鈴木先生とNLGとの交流が始まったとのこと。私も、鈴木先生から声をかけていただき、これまで僭越ながら英語を使う仕事を頂きました。えひめ丸事件や大石さんの公選法弾圧事件では通訳をさせて頂きましたし、国際人権活動日本委員会の国連経済社会理事会との協議資格申請手続の際にはNYまで同行させて頂きました。前の事務所では、英語の契約書チェックの仕事が苦手でしたが、仕事の内容次第で英語を「生かす」機会を頂くことが出来たことに今では本当に感謝しています。

さてそれにしても、鈴木先生がかくも長い年月、国際人権活動に取り組まれたにもかかわらず、日本はいまだ個人通報制度を批准していません。大石事件のとき、専門家証人を務められたエリザベス・エヴァットさんは国連規約人権委員会の専門委員を八年間つとめられた方ですが、当時、日本の選挙制度について「未熟」と断言されました。これからも鈴木先生の国際人権活動は続きますから、私も微力ながらお手伝いをさせていただければと思います。鈴木先生、これからも益々お元気で頑張ってください。でも少しダイエットした方がいいかもしれませんね。あと、たまたまいでもお札の入る財布を買しましょう。あ、また小言を言ってしまいました。今年は少し減らしましょうかね。

# 支部総会に御出席下さい！

事務局長 齊藤 園生

## 1 激動の1年を振り返って

2014年2月の前総会から早くも1年。この1年は激動の年でした。

安倍首相は、2014年7月1日集団的自衛権行使を容認する閣議決定に踏み切り、憲法9条を閣議決定による解釈で変更するという暴挙に出ました。10月には日米ガイドラインの改定に向けた中間報告を発表し、世界の紛争に米軍と共に日本が積極的に関与する方向を示しています。同時に「世界一企業活動がしやすい国」と称し、労働法制の規制緩和を打ち出し、消費税8%を実行する一方で、法人税の実質減税に踏み切るなど大企業の利益を優先し国民・中小零細企業へは負担増の政策を押しつけています。実質GDP（国内総生産）の成長率が、2期連続でマイナスになるなど、景気減退が加速し、国民の生活と権利が脅かされる危険はますます大きくなっています。

安倍首相はこの困難を打開するため、消費税10%への値上げを先送りすると共に、「国民に信を問う」として12月14日投票の総選挙を突如宣言。選挙準備が整わない野党を尻目に、自民・公明で3分の2の議席を占めました。しかし投票率が戦後最低の52.66%にとどまったこと、安倍政権への批判票が共産党の21議席の躍進へ結びついたこと等から見ても、国民の不安と不満は明かです。

## 2 戦争をする国作りは許さない！

総選挙で3分の2を占め、安倍首相は長期政権をめざすとともに、宿願とも言える憲法改正に手を付けてくる可能性が大きくなっています。

私たちは、「戦争をする国」作りを阻止し、弱者切り捨ての構造改革路線を返還させるために、何が必要か、真剣な議論が必要です。総会でこれからの1年をどう活動するべきか大いに議論しましょう。

## 3 記念講演は君島東彦先生です！

今年の総会の記念講演は、立命館大学の君島東彦教授です。君島先生は、世界のNGOとのパイプを生かし、世界、特に北東アジアの平和構築を進める運動に関わっています。最近の共著「集団的自衛権容認を批判する」（別冊法学セミナー）を是非お読み下さい。各国のNGOとの認識の違いを乗り越え、アジアの平和構築のために、9条を持つ日本がどんな役割が果たせるのか、お話をさせていただくこととなります。

これからの1年の私たちの活動を展望し、是非多くの団員の参加をお願いします。

### ★★★2015年支部総会★★★

場所 熱海KKRホテル

時間 2月27日 13:00～28日 13:00まで（予定）

記念講演 「東北アジアの平和構築と日本国憲法9条の役割」

君島 東彦 立命館大学教授

（27日14時から（予定））

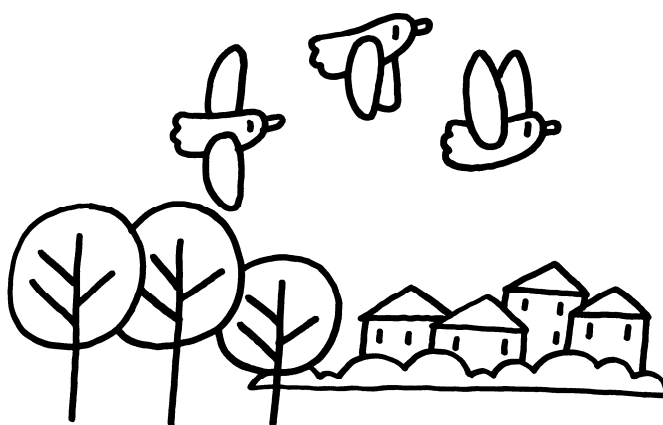
## 2015 年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付

2014 年 12 月 17 日の東京支部幹事会をもって、第 43 回東京支部定期総会における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長・支部幹事の立候補および推薦の受付をいたします。2015 年 1 月 19 日午後 1 時までに、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

また各事務所では、会議への出席が可能な団員（数回に一回の出席ができる団員）を推薦下さるようお願いいたします。

2014 年 12 月 17 日 自由法曹団東京支部選挙管理委員会 委員長 緒方 蘭





# 幹事会議事録

出席者 11人

## 1 総選挙の結果と情勢

- ・投票率は戦後最低だった前回2012年の59.32%を大きく下回る52.66%
- ・自民党が単独で絶対安定多数の266を超える291議席
- ・公明党は選挙区で全員で当選するなどして現行制度下で最多の35議席
- ・与党は合わせて議席数の3分の2以上を維持した
- ・民主党が元職や元参議院議員を復帰させ議席を増加
- ・維新の党も公示前の42から41（1人は不出馬）ほぼ変わらず
- ・次世代の党は公示前の19から2へと大きく議席を減らす
- ・生活の党も公示前の5から2に減らし政党要件を失った
- ・社民党は公示前の2議席を維持した
- ・共産党は沖縄県第1区で赤嶺政賢が当選し、18年振りの選挙区での当選者を出すなどし、議席数を8から21に激増させ、衆議院での議案提出権を獲得した

## ●意見交換

- ・選挙期間中の様子としては、有権者が温かい感じがあった。第三極といわれていた政党がなくなったこともあり、広い層が日本共産党へ投票していた。
- ・維新はそこまで議席を減らさなかったが、分裂して出たり入ったり・・・というのがあった。橋下氏は敗戦宣言を投票日直前に行った。政党としておかしい。
- ・東京では比例は共産党が民主党の次に多かった。
- ・意識調査について。改憲を公言していきる議員が8割近くになっていることはおかしい。小選挙区になってから、個人がどうかということではなく（個人の発言や質ではなく）政党が何をいっているからで決まる。国会議員の質の低下が著しく、それが右の方へ流れていることが怖い。安倍が自民の党首であり、威勢のいい方に流れている傾向がある。自民のハト派の声が聞こえず。
- ・選挙へ行かなかった人達への調査で、もし選挙にいらしたらどこへ投票していたかという質問で共産党47%、自民党26%、民主35%という話しも出ていた（大阪毎日放送の調査）。
- ・「何となく自民」。「他党よりまし65%」（読売調査）
- ・一番心配なのは戦争という声があった。
- ・沖縄では自民で落ちた4名が比例で受かっている。自民も沖縄は意識して、議席を守ろうとしていた。
- ・都議会の話で、共産党が伸びると、共産党がいつうけていることを、自民党も乗って来たりもする。だからやっぱり議席を伸ばすことが重要。

## 2 諸課題

### (1) 憲法関係

- ・集団的自衛権行使：本の活用など
- ・秘密保護法の施行と廃止運動：学習会等

・今後の諸活動

共同センターの宣伝：9日と19の日に宣伝をする。12月は12月19日と12月24日。日が迫っているので参加可能な次長等において参加。

団本部：1月17日常幹は宮川支部長が出席、2月22日憲法討論集会は斉藤事務局長が出席

(2) 労働法制改悪

- ・派遣法改悪と労働法制改悪：意見書の活用など、今後さらに意見書がでる様子。
- ・2月6日13時～17時。派遣法と労働センター、シビックセンターでの企画。
- ・派遣法が通ってしまうかもしれない。

(3) 選挙制度

- ・以前に本部の要請で議員への要請行動は行ったことあり。

(4) 司法改革問題

- ・盗聴法など
- ・1月15日に次回PTが行われる。
- ・2月に盗聴法の市民集会が行われる。
- ・実質審議は4、5月頃から本格的になるかも。
- ・えん罪関係シンポを取り組もうという話しになっており、2015年3月14日候補日になっている。実際にえん罪の被害者となった布川事件の桜井さんをお呼びして行おうかという話しがでている。

(5) 教育問題

- ・2015年2月12日11時～13時に団本部にてPT発足会及び学習会(教科書ネットの方が講師)が行われる。正式な要請は年明け。教科書採択については夏場まで短期決戦で頑張らないと。
- ・武蔵村山、福生、大田からも市区町村長が会議にでている。ここに出ている市区町村はかなり意識してやっていないとマズイ。

(6) 都政問題

- ・11月末の舛添知事の記者会見、バスケット、バトミントンなどの施設は変わるということがわかっているが、他に変更するものがあるかは不明。2月のIOCに提出される。
- ・国立競技場の解体の業者が決まった。
- ・エジプトの建築家の方のものはもう使わないということであり、建築については決まっていなのに壊すことの不経済性。

(7) その他の課題

・原発関係

高浜原発：審査合格

原発に関するパンフは??

放射能のことについてもかなり沈静化している。反原連の動き。

- ・オール沖縄の4名の方、沖縄知事を招いての企画が行われる予定があるのか確認。

### 3 支部総会の準備

#### (1) 総会内容と講師

- ・スケジュール確認
- ・本日の幹事会としては、選管を竹村団員、緒方団員に決定。
- ・1月22日の幹事会には、幹事の推薦名簿が確定される（決定は総会の選挙にて）。

#### (2) 議案書

##### ア 特別報告集

- ・特別報告の依頼開始（一覧）。

##### イ 議案書

###### (ア) 憲法

- ・総論的に軍事国家化の流れについてわかりやすくまとめる。
- ・武器輸出三原則の問題についても触れる。
- ・新しい憲法運動についても

###### (イ) 労働

- ・女性の労働：女性部の議案書参照
- ・JAL：更生計画下での解雇であること、日米の航空行政の中で出てきたものであることもかいてほしい。軍事国家化しているときの航空の位置付け。日東整も含め議案書の労働事件の総論的な流れの中に入れ込む。

###### (ウ) 刑事弾圧

- ・鈴木国賠（事案を調べ、議案書に掲載するかについて検討。特別報告は依頼）

###### (エ) 歴史認識問題・原発・都政

- ・ヘイトスピーチの問題は、東京支部での活動がやりきれなかったところもある。
- ・舛添知事になってからの都政の動きについて。

###### (オ) 教育

- ・道徳の問題

#### (3) その他

##### ア サマーセミナー

- ・伊勢崎先生のお話
- ・幹事長からの訴え

##### イ ソフトボール

- ・次回は現在の会場でOK

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3  
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)